

## 倉吉市自主防災組織育成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき本市が行う自主防災組織の育成について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、地震、風水害、火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、災害による被害を防止し、又は軽減するため、住民が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、自主的に結成し、防災活動を行う組織であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 自治公民館を単位として結成された組織又は自治公民館がその活動区域の地形、面積若しくは構成世帯の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、2以上の自治公民館を統合して結成された組織
- (2) 自主防災組織の構成及び災害時に行う防災活動について、当該自主防災組織又はそれを結成している自治公民館の規約に定めがあること。

### (組織の結成)

第3条 自主防災組織の代表者は、自主防災組織を結成したときは、速やかに自主防災組織結成届出書（様式第1号）に当該自主防災組織の規約を添えて市長に提出するものとする。

### (組織の登録)

第4条 市長は、前条に規定する結成届出書を受理したときは、自主防災組織台帳（様式第2号）に登録するものとする。

### (組織等の変更)

第5条 自主防災組織の代表者は、前条の規定により登録された自主防災組織の構成、代表者又は規約を変更したときは、速やかに自主防災組織変更届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

### (育成方針)

第6条 市長は、第4条の規定により登録した自主防災組織を育成するため、防災関係機関と連携して、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 防災教育及び訓練の実施
- (2) 防災資機材の整備に対する補助金の交付
- (3) その他自主防災組織が行う防災活動に関する資料の提供及び助言等

### (自主防災組織の活動中における損害補償)

第7条 災害時における自主防災組織の活動中に生じた災害に係る損害補償は、倉吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年倉吉市条例第34号）の例による。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

（あて先）

倉吉市長 様

届出者 名 称

代表者

印

自主防災組織結成届出書

次のとおり自主防災組織を結成したので、倉吉市自主防災組織育成要綱第3条の規定により届け出します。

記

組織の名称					
構成自治公民館名					
結成年月日		年 月 日			
構成員数 (団員数又は世帯数)		団員数	人	(世帯数	戸)
代表者	住所	郵便番号	一		
	職氏名	職名	氏名		
	電話				
備考		添付資料 ・自主防災組織の規約（規定、自治公民館規約等）			

※自治公民館規約にありますのは、防災・消防等の業務を担当する部の記載があるものを添付してください。

様式第2号（第4条関係）

自 主 防 災 組 織 台 帳			
No.	組 織 の 名 称	登録年月日	
	( . . 結成)	年 月 日	
自治公民館の名称	-----	加入世帯数	世帯 ( . . 現在 )
代表者氏名	住 所	電話番号	就任年月日
		—	・ ・
		—	・ ・
		—	・ ・
		—	・ ・
		—	・ ・
		—	・ ・
備 考			

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

（あて先）

倉吉市長 様

届出者 名 称

代表者

印

自主防災組織変更届出書

当自主防災組織を次のとおり変更したので、倉吉市自主防災組織育成要綱第5条の規定により届け出します。

記

変更の内容  ※該当のものに○をして変更の内容を記入してください。	1. 組織の名称		
	2. 構成自治公民館		
	3. 構成員数		
	4. 代表者	職名	
		氏名	
		住所	
		電話番号	
		就任年月日	
	5. 規約		
6. その他			
変更年月日	令和 年 月 日		
備 考	添付資料 1. 自主防災組織等の規約 2. その他（ ）		